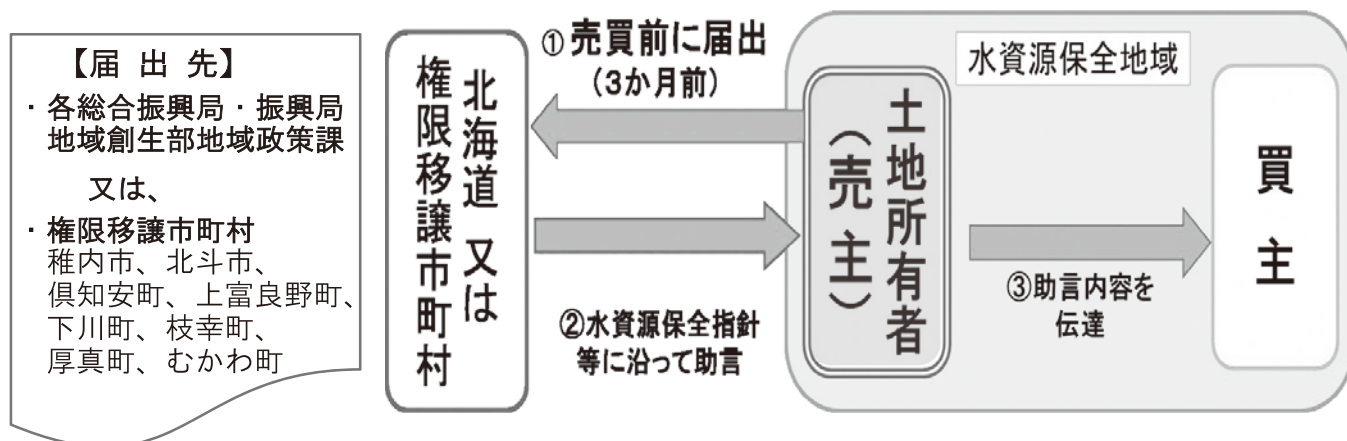


『北海道水資源の保全に関する条例』に基づく事前届出について

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、**土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届出が必要です。**



お問い合わせ先 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係
TEL 011-204-5178
総務企画課 行財政係 ☎4-2511内線223 ☆4-251102

高齢者運転免許自主返納相談会について

運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による事故を防ぐため、名寄警察署交通課による2回目の高齢者運転免許証自主返納相談会を開催します。

なお、相談会の参加には事前予約が必要となりますので、2月19日(月)までにお問い合わせください。

日時：令和6年2月21日(水) 10:00~11:45

場所：コモレビ(エントランス)

連絡先：事務局 税務住民課住民生活係

☎4-2511内線112・118 ☆4-251103



ご本人やご家族の運転に不安を感じたら、運転免許の返納について考えてみませんか？